

令和3年 第8回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年8月16日（月）午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

2番 麻生祐三子 3番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第48号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第49号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を

申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第8回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時00分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。2番 麻生祐三子 委員、3番 後藤綾子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

会長報告及び各種報告であります。令和3年第7回定例総会から本日の令和3年第8回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた2点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

議長 続いて、「報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

議長 続いて、「報告第12号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案書の1ページをお開き下さい。7月15日開催の第5回農地委員会での審査結果の報告になります。

「報告第12号 農地所有適格法人の要件審査について」

(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

それでは、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和3年8月17日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第44号についてこれより質疑を許可します

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後2時22分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午後2時23分)

議長 次に「議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

 それでは、番号1番の1案件を6番 渡邊丸美委員にお願いいたします。

6番委員 緒方の渡邊丸美です。8月8日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人は、市外在住で農地の管理に苦慮していました。申請地付近に居住している譲受人に相談したところ、譲受人も、自宅に近く利便性が良いため、贈与することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、167アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第45号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第45号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

 これから採決します。議案第45号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

 番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

 それでは、番号1番の1案件を9番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。8月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの、農地の転用の件についてであります。申請者は、隣接地に平成13年9月頃に住宅を建築しましたが、駐車スペースが不足していたため、駐車場を含め、宅地拡張をしたいと計画しました。申請地以外の土地も探しましたが、面積不足等により断念していたところ、申請地が候補に挙がり、平成19年6月頃に車庫兼倉庫を整備し、これまで利用してきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第46号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第46号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第46号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。

「議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番の4案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番及び番号2番の2案件を9番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。8月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●合同会社代表社員●●●●株式会社 職務執行者 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、太陽光発電事業を行う法人で、再生可能エネルギー

全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討しましたが、地権者の同意が得られず断念していたところ、大分市内の不動産会社の紹介で申請地を見つけ、貸人に相談しました。貸人も農業を行っておらず、申請地の管理に苦慮していた事から、賃貸借する事で話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、工事車両等の通行や旋回について、過去に他の工事で迷惑行為があったため配慮していただきたいとの要望を地元自治会から受け、申請地内に工事や保守点検用の駐車場及び旋回スペースを計画しています。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、市内の借家にて子どもと4人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も市外在住で農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を11番 廣瀬英雄委員にお願いいたします。

11番委員 11番 千歳の広瀬英雄です。8月5日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲渡人は地籍調査が行われるまで申請地の存在を知らなかったため、長年にわたって作付けしていませんでした。今回、譲受人の孫の自宅の建設に伴って庭用地が不足するため、譲渡人に相談したところ、譲渡人も申請地は狭小で進入路も無く、今後も作付けする予定がないため、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します

議長 次に、番号4番の1案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 5番 犬飼の小野不二夫です。8月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は市内在住で、申請地の隣の599番の家屋を借りて木工等を行っていますが、借家には駐車場が無く不便を感じていました。また、工具や材料も増えて借家が手狭となったため倉庫が必要になり、

今後も引き続き借家を借りる予定であるため、倉庫と駐車場を確保したいと考えました。農地以外の土地を探しましたが、近隣の宅地と山林については条件が折り合わず断念していたところ、近所の方から譲渡人を教えてもらい相談をした結果、譲渡人も高齢で市外在住のため申請地の管理ができず、農地を処分したいと考えていたため、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第47号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

14番委員 14番の工藤です。1番案件で、太陽光発電施設の付近に火薬庫とありますが、これがどういうものなのかということと、以前に別の工事で迷惑行為があったとありましたが具体的にはどうのことですか。

事務局 まず、火薬庫については、三重町の●●●●さんが管理されているものであります。県に確認したところ、火薬庫から70メートル離して設置すれば問題ないとのことでしたので、そのように指導したところであります。また、迷惑行為についてですが、申請地付近は道路幅が狭いので、申請者の所有地内や近隣の土地に無断で車両等の通行や旋回があったとのことでした。

議長 14番委員よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第47号の番号1番から番号4番までの4案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第47号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第48号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。
「議案第48号 現況証明（非農地証明）について」

(議案書のとおり、番号1番から番号8番までの8案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号8番までの8案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号1番から番号3番までの3案件を3番 後藤綾子委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。8月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、山際の日当たりの悪い狭小な農地で、亡父の代から耕作を放棄したため、60年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号2番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、番号3番案件の所有者が、申請地に隣接する自身の所有地に植林を行った際に誤って越境して植林を行ってしまった農地で、植林後40年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号3番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、周囲に耕作放棄地が増えたことで耕作が困難になり、農地法第4条許可を取得せずに植林を行った農地ですが、植林後40年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番及び番号5番の2案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。8月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は平成8年に新築した自宅の隣接地で、農地法第4条許可を取得しないままでしたが当時宅地拡張用地として利用してきており、転用後20年以上経過しているため申請したものです。判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号5番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請者は、当時大分市内に務める兼業農家で、申請地が狭小な農地だったこと

もあって耕作を放棄し、30年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を12番 三宮憲治委員にお願いいたします。

12番委員 緒方の三宮憲治です。8月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、元々山際にある農地で、形状が悪く、耕作に不向きだったため、30年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号7番及び番号8番の2案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員 大野の工藤妙子です。8月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は農地法施行以前から、亡父が一般住宅を建築し利用してきました。今回、農地を整理しようとした際に、農地であることがわかったため申請したものです。判断基準は、農地法施行前(昭和27年10月20日以前)より非農地であった土地等農地法違反ではない非農地に該当します。周囲への影響は、周囲に耕作している農地はなく、境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に番号8番の案件についても、所有者 ●●●●さんの非農地明願いについてであります。申請地は傾斜している狭小な農地で、元々耕作に不向きであり、隣接地の山林原野化もあって、亡父の代から70年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。周囲への影響については、申請地の周囲には農地があるが、境から離して植林しているため、影響は認められません。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められます。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第48号の番号1番から番号8番までの8案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第48号の番号1番から番号8番までの8案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 48 号の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 48 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 49 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 5 ページをご覧ください。
「議案第 49 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号 1 番の 1 案件を、8 番 小野伊八郎委員と 30 番 後藤弘委員にお願いします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和 3 年第 8 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 00 分)

議事録署名委員 2 番委員 麻生 祐三子

〃 3 番委員 後藤 綾子